

平成 30 年第 4 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成30年12月13日 (木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	12月13日 午前9時00分宣告 (第3日)			
応 招 議 員	2番	板 倉 浩 幸	3番	飯 田 雅 広
	4番	石 原 裕 介	5番	水 野 智 見
	6番	戸 谷 裕 治	7番	伊 藤 俊 一
	8番	黒 川 勝 好	9番	中 村 英 子
	10番	佐 藤 茂	11番	吉 田 正 昭
	12番	奥 田 信 宏	13番	安 藤 洋 一
	14番	高 阪 康 彦		
不 応 招 議 員	1番	松 本 正 美		

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	黒川 静一	次長兼 ふるさと 振興課長	伊藤 保光
	総務部	部長	岡村 智彦	次長兼 総務課長	浅野 幸司
		安心安全課	高塚 克己		
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 健康推進 課長	佐藤 正浩
		環境課長	石原 己樹		
	産建設業部	部長	伊藤 保彦	次長兼 土木農政 課長	伊藤 光彦
		次長兼 ちづく推 進課長	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼 下水道 課長	伊藤 和孝		
	消防本部	消防長	伊藤 啓二		
教育委員会 教会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	鈴木 敬	
	生涯学習課	松井 督人			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
8	飯田雅広	蟹江町教育委員会点検・評価報告書及び教育政策について……………	114
9	中村英子	来年度（平成31年度）予算について……………	127

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成30年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、昨日に引き続き定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日の欠席者は、松本正美君でございます。

議員の皆さんにお願いがあります。本日申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可しております。議員の皆さんは傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次、発言を許可いたします。

質問8番 飯田雅広君の「蟹江町教育委員会点検・評価報告書及び教育政策について」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○3番 飯田雅広君

改めて、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問をいたします。

蟹江町教育委員会点検・評価報告書と教育行政、教育政策について質問をいたします。

平成19年の地方教育行政法の改正によって、教育委員会は毎年、教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行って、その結果に関する報告書を作成し、それを議会に提出するとともに、公表することが義務づけられています。

まずは、平成29年度蟹江町教育委員会点検・報告書の中から幾つかお聞きいたします。

まず、4ページに学識経験者の知見の活用とありますが、この溝口哲夫氏、名古屋芸術大学人間発達学部子ども発達学科の方ということですのでけれども、どのような人物で、なぜこの方が選ばれたのでしょうか。経緯を教えてください。

この評価報告書を見たんですけれども、名古屋芸術大学の人間発達学部と書いてあったものですから、そもそも芸術大学の方が何でというのと、学部もよくわからないなということで、学科を調べると、何となくそれっぽい学科だったので、大丈夫なんだろうなというふうに思ったんですけれども、なぜこの人物になったのか教えていただきたいのと、また、この方1人の評価になっておりますけれども、評価者が複数いたほうが、より評価の幅も広がり、次年度以降に生かせると思いますが、いかがでしょうか。

さらに、評価対象事業の選択はどのように決められているのでしょうか。評価者が選択しているのでしょうか、お答えください。

○教育長 石垣武雄君

ご質問のありました溝口哲夫氏についてであります。先生は、小学校・中学校の教育に長く携わっておみえでありました。そして、教育行政の経験もお持ちの方ということで、今は大学のほうということでもあります。現在は、先ほど議員も言われましたように、名古屋芸術大学というところで教員養成コースの教鞭もとっておられる先生であります。

溝口先生には、昨年度からお願いをしているところでありまして、前任の方もやはり教育に深く携わってみえた方をお願いをしております。ご指摘にありましたように、評価者が複数いれば、さらに豊かな知見をいただけるように、それは思っております。人選を含めて、今後検討していきたいと考えております。

また、評価対象事業につきましては、学校教育に限らず、教育行政全て、全体において評価をお願いしますということでいただいております。

以上であります。

○3番 飯田雅広君

ありがとうございます。

小学校、中学校の教育に長く携わっているということで、安心できる方ということだったのでよかったですと思います。

複数いたほうが、やはり評価の幅も広がりますので、またぜひ検討していただけたらと思いますけれども、いろいろ費用の面とかもあると思いますので、そのあたりのバランスのほうはまたとっていただいて、よろしくをお願いします。

次に、16ページに外国人児童への対応の記載があります。この溝口さんの知見においても、取り組みが評価をされております。

15ページには、英語教育に関して記載されています。グローバルな時代ですので、英語はできて当たり前になりつつあります。日本に住む外国人もふえています。また、日本に旅行に訪れる外国人も多く、蟹江町でも世界遺産須成祭を生かした観光事業が重要になってきます。そのような中で、中学校卒業までに一定程度の英語力を育成するため、また習得した英語力をはかるために実用英語技能検定（英検）の検定料を全額補助してはどうでしょうか。TOEICも考えたんですけども、TOEICの学習は英語力はつきにくいと言われております。基本的に、やはりビジネス英語ですし、転職、就職に有利なものになりますので、その点、英検というのは学習する過程でしっかりと英語力が身につく優れた試験と言われております。実用英語技能検定の検定料の補助は、同じ海部郡の大治町や岡山县井原市、岐阜県安八郡神戸町など、多くの自治体でも行われております。英検の検定料を、中学校3年間のうち、例えば1回に限り全額補助とかというのを試してみてもどうでしょうか、お答えください。

○教育長 石垣武雄君

ご指摘にありますように、英語力を向上させ、外国人とのコミュニケーション能力を向上させるということは大切であるというふうに思っております。学習指導要領の改定に伴い、現在は移行期間中でありまして、きのうもお話をさせていただいたところではありますが、小学校では3、4年生に15時間、5、6年生では50時間の外国語活動が行われています。これによって、早い段階で英語になれ親しんだ子どもたちは、中学校でよりコミュニケーション能力の向上を目指した学習を進めることができるようになります。蟹江町としましては、学校での指導の様子を注視しながら、検定の必要性を考えていきたいというふうに思っております。

英検は、公益財団法人英語検定協会が行っているものでありますが、児童・生徒が受けている検定試験は、ほかにも漢検とか数検ということも聞いております。これらのかかわりも含めて、先ほどお話がありましたことを合わせて検討材料としていきたいというふうに思っております。

○3番 飯田雅広君

私が大治町の議員さんに聞いたところ、やはりこの英語検定の検定料を補助しているんですけれども、すごい人気だということで、結構すぐいっぱいになっちゃうというような話も聞いております。

ことしの6月議会の一般質問でも、習い事補助金を出したらどうですかという話をしたんですけれども、そのときは、全国的に珍しくて、近隣市町村もやっていないので研究しますというようなお話だったんですけれども、じゃ、この英検の検定、近隣市町村もやっていますし、全国的にも珍しくないのです、6月議会のお話の論理からすると、この英検の検定料、予算を伴いますけれどもできるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひとも前向きに検討していただけたらと思います。

次に、蟹江町教育委員会点検・評価報告書の議会への提出の仕方についてお聞きします。

繰り返しになりますけれども、平成19年の地方教育行政法の改正によって、教育委員会は毎年、教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行って、その結果に関する報告書を作成し、それを議会に提出するとともに公表することが義務づけられています。

そこで、当町ですけれども、その点検及び評価報告書が、お聞きしたところ、平成20年度分から毎年分がそれぞれ翌年の9月の議会時に議員に配付されているというふうに聞いております。この点検・評価報告書をただ配付するだけではなくて、点検及びこの評価をした結果の重点部分について、それを中心に議会に報告してみてもどうでしょうか。この報告書の議会への提出方法について、文部科学省が、少し古いですが25年度に調査をした結果によりますと、当町と同じように書面による報告のみの市町村が約52%、本会議や委員会で説明をし、審議を行った市町村が約11%、審議は行っていないけれども本会議や委員会で説

明している市町村は約36%となっています。約47%の市町村が、この報告に関して議会への説明が必要だと感じ、本会議や委員会での説明をしているということになります。当町も、報告に関して説明を受け、時には質疑が、あるいは審議があるということも考えられますけれども、どのようにお考えかお聞きします。

○教育長 石垣武雄君

教育委員会点検・評価報告書については、議員が言われますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないと規定をされました。

蟹江町教育委員会としましては、先ほど議員も言われたように、平成20年度から点検・評価報告書を作成し、議員の皆様にも冊子をお渡しするとともに、ホームページにおいて公表しているところであります。内容等の問い合わせについては随時お答えをしてきたところでありますけれども、今、議員が言われますように、説明の場を持つ方向であれば、そのように対応したいと考えておりますので、議会での取り上げ方、これにつきましてご指示をいただけたらというふうに思っております。

○3番 飯田雅広君

約半数が、やはり何らかの形で配るだけじゃなく報告ということもされていますので、またこちらのほうでも検討していくべきことなのかなというふうに思います。

次に、54ページの学識経験者の意見に関し、この学識経験者の意見に対する教育長の見解をお伺いいたします。また、町長におかれましても、学識経験者の意見について、全体としてどのような見解をお持ちになれるのか、そのご所見をお伺いさせていただきます。

また、この学識経験者の意見の中にあるエアコンに関して、普通教室へのエアコンの設置は完了して、次に特別教室への設置を検討されているというふうに思いますけれども、災害時のことを考え、各小学校及び中学校の体育館への設置も必要かと思えます。その点に関して、体育館への設置はどのように考えていられるのかお聞きします。

あわせて、この蟹江町の体育館や蟹江町体育館の分館に関しましてもエアコン設置をどのように考えているか、あわせてお聞きします。

また、生涯学習課と学校のコラボに関して、この溝口さんの提案がされていますけれども、やはり須成祭をもっと町民に知ってもらうためにも、ぜひこの生涯学習課と学校とのコラボ、必要だと思いますけれども、この点に関してどのようにお考えかお聞かせください。

○教育長 石垣武雄君

まず、教育長の所見ということですが、昨年度実施しました、この教育委員会の各種事業につきまして、みずから点検・評価し、その結果に対して学識経験者のご意見をいただいたところであります。見てみますと、全体的によい評価をいただいたと思っております。

すが、新学習指導要領の実施に向けて、現在移行期間でもあり、今後の課題やそれぞれの方向性についてご指摘をいただいたと思っております。

例えば、熱中症対策としての、ただいまありましたエアコンについては、普通教室全てに設置したところでもありますけれども、それはハード面の充実であります。日ごろの児童・生徒への対応、指導のあり方、また保護者とかかわりを教職員が意識して取り組むことが大切であるということでもあります。また、生涯学習においては、現在、出前授業ということで、学芸員が学校へ出向いて行っておりますけれども、学校自身の地域学習のあり方、そして生涯学習課と学校がさらに連携した事業についてのご意見もいただきました。このことも踏まえながら、今後取り組んでいけたらというふうに思っております。

以上です。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、私のほうからは体育館へのエアコンの設置についてお答えさせていただきます。

先ほど教育長からも答弁ありましたように、平成29年度をもちまして普通教室へのエアコン設置は完了し、来年度、特別教室の中でも需要が最も高い音楽室へのエアコン設置を予定しております。議員の言われます、災害時に避難所となる体育館のエアコンにつきましても、避難者に対しできる限り苦痛を感じさせないよう努めなければと考えておりますが、費用もかかることもあり、財政部局に相談しながら進めてまいりたいと思っております。

現在、指定避難所となる蟹江町体育館及び小・中学校体育館へのエアコン設置につきましては検討中であり、先日、刈谷市にありますデンソー体育館を見学したところであります。今後、さらなる調査、研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○町長 横江淳一君

飯田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

教育委員会の各事業につきまして、学識経験者のご意見をいただきますということで、今、教育長が答弁をさせていただいたとおりであります。我々は立場といたしまして、ハード事業を直接受けるわけでありまして、今、答弁させていただきました、エアコン設置につきましても、これは学識経験者のご意見というよりも、むしろ議会の皆さんの、今始まった話じゃなくて、「扇風機はつけられないか」から、実は始まっております。ですから、その積み重ねが、やっぱり首長として、優先順位をそちらが先にしたほうがいいんじゃないかという財政当局との話もしながらここまで持ってきたことも事実であります。次のステップへ向かって、学識経験者の意見も聞き、また本日お集まりの議員の皆様方のご意見を聞きながら、しっかりと前へ進めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○3番 飯田雅広君

ありがとうございます。



エアコンに関しましては、やはり避難所となる体育館にはぜひつけていただきたいというふうには思っておりますけれども、費用もかかりますので、時間がかかるとは思いますけれども、前向きに進めていただけたらと思います。

また、音楽室に関しましては、やはりよく使う教室だと思いますので、とりあえずまずは音楽室からということで、なるべく早くお願いできたらと思います。

次に、この評価報告書に記載のない部分につきまして、私が多少気になっている点を二、三お聞きします。

小・中学校のトイレの洋式率についてお聞きします。今、どのくらいになっているか教えてください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

蟹江町立学校におけるトイレの洋式化率は、小学校で41.7%、中学校で36.4%、全体で40.1%となっております。全国平均は43.3%で、愛知県下の平均は40.9%となっております。この結果、全国平均、愛知県平均を若干下回っている状態ではあります。

また、今年度、須西小学校の体育館に洋式トイレが設置されたことにより、災害時に避難所となる体育館のトイレにつきましても、全小・中学校において洋式トイレの設置が完了いたしました。

今後につきましては、洋式化率60%以上を目指し、計画的に洋式トイレを設置していく方針であります。

以上です。

○3番 飯田雅広君

ありがとうございます。

各小学校、中学校の細かい、それぞれの数字というのはわかりますか。何パーセントとか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それぞれの。わかりました。

蟹江小学校が67.1%、舟入小学校が40.7%、須西小学校が50.9%、新蟹江小学校が10.7%、学戸小学校29.2%、蟹江中学校54.2%、蟹江北中学校18.6%となっております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

ありがとうございます。

そうすると、蟹江北中学校が18%ぐらいということと、新蟹江小学校が10%、学戸小学校が29%ということで、この3つが少ないかなというふうに思います。

愛知県のほうでもこの前ニュースでやっていたけれども、2019年度からの5年間で、全ての県立の高校と特別支援学校のトイレを洋式に改修するというので、ニュースでこの

前やっておりました。洋式化と衛生面の改善で生徒が利用しやすくなるというようなお話でしたけれども、この少ない3つの学校に関して、例えば簡易式の洋式トイレ、かぼつとかぶせるやつです。ああいうものを多少置くとかというようなことというのはお考えかどうか教えてください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

議員からご提案ありました簡易洋式トイレにつきましては、その設置費用が1基当たり数千円から数万円と安価であり、経済的であると思えますが、清掃に手間がかかるなど衛生面から考慮すると、その導入については慎重に考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

そうですね、確かにそんなに高くないですし、簡単だと思いますけれども、おっしゃるとおり、衛生面のことはちょっと心配だなという面は確かにあります。とはいえ、新蟹江小学校も10%ということですので、このあたり、どのようにやられていくのかちょっとわからないですけれども、なるべく全体がそろそろような形で洋式化を進めていただけたらなというふうに思います。

それでは、次に2期制に関してお聞きします。

2期制の導入の経緯、2期制、また3学期制それぞれのメリット、デメリットを教えてくださいませんか。お願いします。

○教育長 石垣武雄君

メリット、デメリットということについてお答えをしたいというふうに思います。

もう15年ほど前になるかなと思いますけれども、2期制の試行として考えたときのメリットをまず3点、お話をしたいというふうに思います。

1点目ではありますが、夏休みや冬休み前の終業式や授業開始時の始業式がなくなり、その分、授業時間をふやすことができる。

2点目、3学期制で1学期末に渡していた通知表が前期終了時、10月でありますけれども、ということになりまして、特に中学校において、夏の競技大会へ向けての練習もあり、7月の教員の負担が軽減できる。また、授業時間数の少ない音楽、美術などの実技教科の評定が確実にできるということ。

3点目、児童会、生徒会、委員会活動は、3学期制においても前期・後期と分けていますので、2期制であれば、生活面、学習面の統一を図ることができるということでありました。

デメリットとしては、これはそちらへ、2期制を実施する中で出てきた問題であります。2点ほど上げられます。

1点目、中学校において、夏休み前にそれまでの成績がわからないので、学習の目標を立てにくい。それから、特に3年生の進路を考えたとき、評定について問題となりました。私

立高校の受験の内申点が10月に確定をしてしまうということでもあります。

2点目、夏休み、冬休みに入る前に生活指導を含めて指導の必要性がやはりあるということで、そのための時間が必要だということがわかりまして、現在、このデメリットを解消するように取り組んでおります。

3学期制のメリットは、特に評定においては、長い夏休み前に示すことができるということでもあります。反面、1学期末は、先ほど申し上げたように、成績の評定と部活動の指導等多忙になるということで、教員の負担がかさむということがデメリットになっております。現在でありますけれども、中学校においては、成績、評定については主要教科、5教科であります。国・社・数・理・英は3学期制と同じで、実技教科、4教科は前期・後期の2回に分けて評定を行っているということで、今、蟹江北中学校は取り組んでおりますし、蟹江中学校も同じスタイルで取り組んでいるところであります。

以上です。

○3番 飯田雅広君

15年ほど前から導入されたということですがけれども、では、この2期制も15年ぐらい前からやられているということですので、この導入することによって目指した成果というのもあるかと思えますけれども、そのあたり、どのようなことになっているのか、検証もされていると思えますので、その結果を教えてくださいたいのと、あと、例えば桑名市とか木曾岬町とか、あと横浜とかにある小学校ですと、2期制から3学期制に戻している自治体もあります。蟹江町としては、須西小学校と蟹江北中学校だと思いますけれども、導入して15年たっておりますので、そろそろ結論というか、出てくるころじゃないかなというふうに思いますので、また戻すのか、ほかの小学校も2期制にするのか、やはり町内でばらばらなのはわかりにくいところがありますので、そのあたり、今後どうしていくのか教えてください。

○教育長 石垣武雄君

2期制に今取り組んでおります蟹江北中学校において、これは蟹江中学校も先ほど言いましたように、進路の関係から主要教科を3学期制とし、実技教科は前期・後期の2期ということで変更して行っております。

もう一つ、昨年の9月議会でありましたか、これ総務民生委員会だったと思うんですがけれども、議員の2期制についての声をお聞きしました。その後、町内校長会議におきまして、各学校の校長先生の意見、そして教育委員会内でもこのことについていろいろ意見を交わしてきたところであります。

先ほど議員が言われますように、3学期制に戻している教育委員会もありますし、あま市でありますけれども、本年度から小学校も2期制にして、今、取り組み始めたところもあります。

蟹江町の教育委員会としましては、さらに議論を重ねて、来年には町としての方向性をお

示し、できれば、先ほど言っています新学習指導要領の実施される2020年度から、町として同じ取り組み方でいけたらというふうに考えております。

以上です。

○3番 飯田雅広君

私の子どもは須西小学校でした。そして蟹江北中学校へ通って、今は高校に通っております。私自身、3学期制でやってきたものですから、やっぱりちょっとわかりにくいところは、正直言ってありました。

特に、今、教育長がおっしゃられたとおり、中学校3年生のときの進路を決めるときに、やはり親としてよくわからない。ただ、子どもはずっとそうやってやってきていますので、仕組みがわかっているの、子どもはわかっているんですけども親がよくわからないというような状況でした、自分の場合は。ですので、やはり全体的に、もうやるならやると早目に決めていただいて、もうやっていただきたいなというふうに思いますけれども、先ほどあったように、先生の時間はとれると思うんですけども、評価が本当に、1学期で結果が出て、夏休みにそれを取り返すということが2期制ではできなくなっていますので、受験ということに関しましては、非常にやりにくい仕組みであるかなというのは正直な感想です。ですので、そのあたりをお含みいただいて、そこのところをうまくやっていただけるようにしていただきたいなというふうに思います。

それでは、町長と教育委員会のあり方についてお聞きします。

教育委員会の制度が変わり、地方公共団体は総合教育会議を設置し、総合教育会議は原則公開のもと、首長が招集、構成員は首長と教育委員会、協議内容は教育行政の大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命、身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置を決めています。

教育に関する大綱を首長が策定することからも、地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化することになります。そこで、町長と教育委員会のあり方について幾つかお聞きします。

まずは、教育委員会の独立についてお聞きします。

地方自治体における行政責任は、その多くは首長が負っています。教育に関する事務については、主に首長から独立した教育委員会が責任を負っています。教育委員会が所管する教育事務については首長の指揮命令は及ばず、首長は教育委員の任命や予算編成などを通じて間接的に責任を負っています。このような仕組みとされている理由は、教育について政治的中立性や継続性、安定性の確保が強く求められ、合議制の機関を通じて公正中立な意思決定や住民意思の反映を図ることが適当だと考えられているからです。

しかしながら、教育委員会の所管とされている公立教育機関の管理運営について、財政的権限は首長にゆだねられています。これは、自治体の財政を統一的に処理することにより、

効果的で均衡のとれた自治体運営を実現する必要があるからです。このため、財政支出を伴う事業については、教育委員会が常に首長の合意を得つつ実施することが必要となっています。

このように、教育委員会は地方自治体の中で独立、完結して教育事務を担っているのではなく、首長と役割を分担しながら必要な事務を行っていると言えます。こうした地方自治体内における教育委員会の位置づけを前提として、首長と教育委員会との関係では、教育に関する事務の中で首長から独立して執行することが必要なものは何かを明確にすることが必要ですが、当町はこのことに関してどのようにされているか、教えてください。

○教育長 石垣武雄君

ご質問をいただきましたように、教育委員会の事務を執行するに当たって、財政支出を伴う事業につきましては、首長の合意を得つつ実施しているところであります。

また、教育に関する事務の中で、首長から独立して執行しているものについてということ、明確にということでありましたが、これは文部科学省が示しておりますけれども、教育内容についてということ、それから、教科書やその他教材の選択に関すること、あと、教職員の人事に関してということなどがあります。このことは、教育の政治的中立性や教育の自主性の尊重という観点から、町長さんにもご理解をいただいて、現在、事務を執行しているところであります。

以上です。

○3番 飯田雅広君

それでは、次に文化財保護と開発行為についてお聞きします。

文化財保護に関する事務については、文化財は国民共通の貴重な財産であり、一旦消滅してしまえば、原状回復が不可能であるといった特性を踏まえて、開発行為との均衡を図る必要があることから、行政の中で中立性が強く要請されます。このような状況を踏まえて、文化財保護に関する事務は引き続き教育委員会の担当とすることを基本としつつ、文化財を積極的に活用した地域づくりを進めるなど、一定の必要性がある場合に、文化財保護と開発行為との調整の仕組みを整えることが必要だと思えます。

自治体の判断により首長が担当することを選択できるようにすることを考えるべきだと思いますけれども、このあたりはいかがでしょうか。

○生涯学習課長 松井督人君

では、その点について答弁させていただきます。

議員の言われますように、文化財保護につきましては教育委員会の事務に当たってございます。ご質問いただきました文化財と開発行為との均衡を図ることは、とても大切なことだと考えております。

蟹江町において開発行為を行う場合は、愛知県土地利用規制図に掲載をされております埋

蔵文化財宝蔵地に当たらないかを確認させていただいて、開発の担当課のほうと調整を図り、文化財を保護した上での開発に取り組んでおります。

以上です。

○3番 飯田雅広君

私が住んでいる須成地区は文化財が多くありますし、とはいえ古い町ですので道路も狭かったりします。そういった面で、多くの人を呼び込みたい、でも道が狭い、そういうような状況の中でうまくやっていただかなきゃいけないと思いますので、変なことをしてしまって価値がなくなっていくということに気づかなくて、ちょっと手を入れてしまって価値がなくなっていくことは実際ありますので、その点はぜひとも気をつけていただいて、開発と兼ね合いをとっていただきたいなというふうに思います。

次に、教育関係の予算についてお聞きします。

教育関係の予算の編成、執行については首長の権限であり、首長は予算案の調製に当たって教育委員会の意見を聞くこととされています。教育委員会が独自の判断で特色のある教育行政を行っていくためには、予算に関する権限が必要であると考えます。しかし、歳入と歳出を一体的に扱い、自治体全体として調和のとれた財政運営を行う必要がある以上、歳出のみについて教育委員会が独立した権限を持つことは、実際には困難です。

今後、教育関係予算の編成、執行に当たって、首長部局が教育委員会に対して総枠を示し、その枠内では教育委員会の判断に委ねるなど、首長部局が教育委員会の独自性を尊重するとともに、現行の意見聴取制度を活用するなど十分な協議を行い、共通理解を持って進めることが必要だと思いますけれども、当町としてはどのようなになっているか、お聞かせください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

ご質問いただいたように、現在、教育委員会の予算につきましては、町の財政状況から、例年、教育予算として目安が示されております。教育委員会としましては、学校からのヒアリングをもとに、学校教育にかかわる予算、また、社会教育に関する予算など、年次計画を立てながら執行できるように取り組んでいるところであります。

このことは、町長部局が教育委員会の独立性を尊重していただいているところであり、今後もそのような考えのもと、取り組んでいけたらと考えております。

以上になります。

○3番 飯田雅広君

ありがとうございます。

それでは、最後に町長にお聞きします。

首長と教育長の関係についてお聞きします。

横江町長や石垣教育長がどうのこうのというわけではなくて、一般論としてなんですけれ

ども、これまでの制度としましては、教育委員長は教育委員会の中から互選され、教育長は教育委員会において選任されています。改正によって、この2つの役職を合わせた新教育長が置かれ、教育委員会を代表することとなり、この新教育長は首長が議会の同意のもとに任免できるようになりました。

また、首長と教育委員会で構成する総合教育会議が設置され、教育行政、教育政策における重点的な施策や緊急な問題の措置について協議を行うことになりました。それに加えて、いじめなどの緊急時には文部科学大臣が各教育委員会に指示ができることになっています。

一方で、先ほど答弁にあったように、教科書の選択ですとか教職員の人事などの教育現場により密度の高い権限は、これまでどおり教育委員会に残っています。権限が集中する新教育長の人選が肝になってくると思います。首長がふさわしい能力や見識を持っている人物をきちんと見きわめて任命することが重要となっています。

今回の改正法によって、民意をより反映しやすくなることが期待されていますけれども、そのかわりに、一步誤れば政治的中立性が求められる教育行政が、首長の選挙戦略にもしかすると振り回されてしまうようなことがあるかもしれません。また、教育行政の最終的な権限が教育委員会にあるという現行の大きな枠はそのままであるために、総合教育会議で首長と教育委員会が激しく対立した場合に、行政の方針が定まらずに学校現場に支障を来すような事態も考えられます。

これからの教育行政、教育政策の鍵を握っているのは、蟹江町がやはりこの新しい制度をどのように運用していくかが重要になっています。町長はこのことに関してどのようにお考えか、教えていただきたいのと、先ほど、英検の検定料の話をしましたけれども、きのうの一般質問の中でもあったとおり、公務員のかたい答弁はというお話もありました。この補助に関してどのように考えているのか教えてください。

○教育長 石垣武雄君

まず、私のほうから総合教育会議ということについて説明をさせていただきます。

さきの9月議会で新教育長としてお認めをいただきましたところでありまして、総合教育会議につきましては、この法改正の前、私が旧教育長であったときも始まりまして、平成27年度から実施をしているところでありまして、大体年3回目安で行っているところがあります。もちろん、緊急の場合は臨時で持つということでもあります。緊急というのは、いじめとか、いろんな面でありますけれども。

事務局は、町長部局の政策推進課でありまして、この3回の総合教育会議には、教育委員全員が出席をしているところでありまして、27年度には、早速教育に関する大綱が策定をされたところでありまして、毎年度、児童・生徒に関する内容、そしてまた、施設設備に関する内容等、話し合いの場が設定をされているというところでありまして。

以上でありますけれども、あとお願いします。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今の総合教育会議の件につきましては教育長のほうから説明をさせていただきました。従来ですと、27年から実はこの会議を開いているわけでありますけれども、町長就任以来、教育委員会、教育部局と町長部局は共通の独立性を持たせながら、私のいつもの表現の仕方としては、小さな橋を幾つも幾つもかけています。必要なときには、お互いに意思の疎通を図る会議、非公式な会議は絶えず持っておりますし、先ほど言いましたように、教育委員会の皆様方の意見を聞く場も、間接的に、直接的に、今でも過去でも変わらず続けているわけがあります。

ただ、議員指摘の新教育長につきましては、町長の任命権はあるものの、罷免権も持っているわけであります。そういう意味で、町長部局の権限が強くなり過ぎますと、先ほど言いましたように、政治的な誘導があったりするという、一般論ではありますけれども、懸念があるのも事実であります。

当蟹江町につきましては、そのようなことが決してないように、しっかりと教育委員会との話し合いをこれからも続けてまいりたいというふうに考えてございます。

先程来お話のありましたエアコン設置のことにつきましても、これは教育委員会さんから出たということではなくて、何度も申し上げますが、今回お集まりの議員の皆様方の、本当にお力添えとご協力があったることでありますし、実際、体育館のエアコン設置につきましても、予算の続く限り、我々は国、そして関係機関に要望を申し上げていくことをお約束申し上げたいというふうに思います。今後も教育委員会、そして町長部局とはしっかりとタッグを組んでやってまいりたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○3番 飯田雅広君

一般論ですけれども、私が先ほど質問したとおりの懸念というのはやはりありますので、そういうふうにならないように、ぜひともやっていっていただきたいなというふうに思ひます。

あと、きのうの一般質問の中でもありましたとおり、児童数の推移のお話がありました。随分減っていくということでしたけれども、これは明石市のホームページの一部なんですけれども、明石市子育てで調べるとこのホームページが出てきます。これ、1枚ものなんですけれども、これはランディングページ。今はランディングページという、インターネットで検索して、最初に飛んできて、縦長で1枚ものでわかりやすいというサイトになっています。見ていただくと、これ、フォントも自治体っぽくないフォントを使っております。これに対しても、本当に子育ての明石市ということで書いています。こういうふうには、明石市に転入してきた方の話とかも、こういうふうに出ます。



ですから、蟹江町もやはりこういったもののサイトをつくっていただきたいと思っています。担当課政策室になると思いますので、きょうは課長がいらっしゃらないんですけども、ぜひ課長にこういうもの、1枚もののこういう子育てのようなものをつくってほしいというのをお伝えいただきたいんですけども、やはり、この報告書にあるように、蟹江町はしっかり教育のことにに関してやられていると思います。これをやはりアピールしていただいて、そして若い世代ですので、こういうものから住民をふやすような努力をぜひともしていただきたい、そういうふうに思います。

やはり、本当にかたいウェブサイトでは人は来ませんので、ぜひこういうようなものを調べていただいて、研究していただいて、ぜひともつくっていただきたいというのが、私の一番の願いになります。

最後に、この報告書なんですけれども、この記載の各事業の取り組みの内容と、その点検・評価に関しましては、本当にその取組内容と成果を明らかにして、残されている課題と外部評価を踏まえて、今後の取り組みの方向性を導き出して、次年度以降の事業実施に反映していくようなものになっております。ぜひともその流れ、PDCAサイクルの活用をぜひともしていただきたいということと、ぜひとも英検の検定料補助をお願いしたいなと思います。それをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 奥田信宏君

以上で飯田雅広君の質問を終わります。

質問9番 中村英子さんの「来年度（平成31年度）予算について」を許可いたします。

中村英子さん、質問席へお着きください。

○9番 中村英子君

9番 中村です。平成31年度、来年度の予算についてということで質問をさせていただきますので、お願いいたします。

間もなく平成というものが終わることになっております。平成ってどんな年だったんだろうというふうに思いますと、災害というのが印象にあるかなと思います。30年間という期間でしたが、これ、いろいろ振り返りたいところもありますが、これは次の機会にするとうたしまして、順次質問に入ってまいりたいと思います。

来年の5月ですが、元号が変わることになってまいりました。新元号、どんなものになるんだろうと、皆さんいろいろああでもないこうでもないということをおちまても予想しているんですけども、全く伏せられております。

この元号の改正に伴いまして、当然町の業務というものも発生すると思いますし、それに伴う費用というものも出てくるのではないかなというふうに思いますが、まずそれについてどのようなものなのかということをお伺いしたいと思います。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

それでは、新元号への改正に伴う町の対応というところのご質問にお答えをいたします。

改元に伴う事前準備といたしまして、今年度から住民情報系や内部情報系のシステム改修を事前に準備できる範囲内で現在進めております。また、新元号の発表後におきましても、新元号の名称登録等のシステム改修、その他各種消耗品の購入など、順次対応していくことになると考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

システム改修ということでもありますので、それほど町の負担ということではないのかなと。これも時代も変わりまして、コンピューターになっておりますので、昔でしたら大変な作業、労力が要ったと思いますけれども、これもコンピューターで、システム改修等でこれを超えていきたいというようなことだと思います。

続きましての質問ですが、さらに来年度は10月から消費税が10%になるということになっております。この消費税10%になることに伴って、政府のほうは消費の落ち込みを防ぎたいということできざまな対策を考えているようでもありますけれども、中には検討中のものもあるんですが、自治体もかかわっていかなければならないような政策も出てくるかと思えます。

例えば、プレミアム付商品券の発行だとか、特に心配なのは、マイナンバーカードを利用した自治体ポイント制度とかもありますし、また、幼児教育の無償化なども含まれているようでありまして、この無償化に伴って町の負担がふえるかもしれないというものもあるんですけれども、これらの対応とか費用負担について、どのように捉えておりますでしょうか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

消費税の増税に伴う対応についてのご質問にお答えいたします。

先ほど、ご質問の中にもございましたように、来年10月から消費税が10%に引き上げられることは確定しているものの、消費の落ち込みに対する諸対策につきましては、現在、国においてさまざまな検討がなされておまして、いまだに不確定なものが多いでございます。

先日の新聞紙上にもいろいろ報道がございましたように、まだまだ、今、政府というか、国のほうでその内容を、今、詰めている状況でございます。そういった中で、町財政への影響について、引き続き国の動向等を注視しつつ、しっかりと対応してまいりたいというように考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

そうですね、まだ不確定な部分が多いということでもありますけれども、いずれにしても決まってくると、来年度はそれの対応にも追われるというような特別な年になるのではない

かなというふうに思っております。

町民にこれが影響するところでは、手数料とか使用料などの2%を、これをアップになるのか、また、上下水道料金というものも、またこれ2%アップということなんでしょうか。これを10月以降直ちに上げていくというようなことになるのか、また、あるいは据え置いて、来年度ぐらいはそのままにしようということなのか、特に上下水道料金のアップということになると、1割ということになりますので、抵抗感というものも非常に強いかなと思います。その点の取り扱いについてはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

使用料とか手数料の関係のご質問でございます。

消費税の増税に伴いまして、種々の、いろいろ町の行政事務も影響してまいります。そのような中で、現在、町におきまして消費税の増税を機に使用料や手数料の負担の公平性を考慮いたしました見直しを視野に入れて、全庁的に検討する方向で、現在調整をしております。新しい公共施設の整備や物価等の上昇を踏まえて、受益と負担のさらなる適正化と算定方法の明確化を図ってまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

水道はどうしたかな。

○上下水道部次長兼下水道課長 伊藤和孝君

10月からの消費税値上げにつきましては、多分県のほうも上下水道料金にそのアップ分を転嫁してくると思います。蟹江町はご存じのとおり、県水100%で受水費を払っておりますので、当然10%のアップにつきましては価格に転嫁をさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

○9番 中村英子君

そうですね。10%をもう10月からというようなことに、直ちになってしまうんでしょうかね。

次ですけれども、消費税の2%アップは、町の発令する事業とか契約、また購入品、そういうもの全てにかかってくると思うんです。全部消費税がかかってまいりますので、町の扱っている金額は大きいわけですから、これも蟹江町としてはかなりの負担になるんじゃないかなというふうに思います。大きな公共工事というようなものも抱えておりますので、その点において負担がふえるというふうに思います。

この消費税の扱いは後々国から、地方消費税交付金というのがありますので、それで還元をされているという仕組みにはなっておりますが、平成31年度は年度途中の10月からでありますし、これはおくれてそういう対応になってくると思うんです。ですから、31年度という

のは、これは、消費税分はほとんど、町としては予算の中では持ち出していかなきゃいけない金額という扱いになるのではないかなというふうに思いますけれども、その点についてどういうふうに捉えておられるでしょうか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

2つご質問を頂戴いたしました。まず、町の事業、いろいろ諸事業のところの影響、消費税の増税に伴うところの影響、それと、地方消費税交付金の今後の見通しの2つのご質問でございます。

まず、事業の関係、町の公共事業の関係でございますけれども、やはり消費税の増税2%分というのはかなり、金額にして大きな金額になってくるということは認識しております。現在、公共事業の施工につきましては、国のほうから一年度間の施工の実施の平準化を国のほうから求められておまして、施工状況を定期的に調査し、国のほうに報告しております。そんな中で、消費税の増税に伴いまして、町が発注する公共事業をできる限り上半期に集中させるよう、財政諸各課といたしまして各担当部局に可能な限りそういうほうに働きかけていきたいと、そういうふうに考えております。まず1つ目。

それから2つ目が、地方消費税交付金の今後の推移というところのご質問でございます。

議員おっしゃるように、消費税がすぐ上がって、その分すぐ地方消費税交付金として町に交付されるものではございません。やはりタイムラグがその中で発生してくると認識しております。元来、地方消費税交付金というのは消費税、国税のうち決められた率で算定された額を県税として収入いたしまして、さらにその2分の1が市町村に交付されるというような意味合いのものでございますけれども、増税後すぐに町へ交付されるものではございませんので、ある程度の期間を経たおくれで収入するものと認識しております。

したがって、一時的には一般財源への影響額が大きくなると、このように推測はしております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

31年度で消費税が2%上がることによって、町がプラスしなきゃいけない金額というのは当然あると思うんです、事業が大きいですから。だから、そのボリュームというものはどれぐらいなんだろうかというのは、ちょっとそれはよくわかりません。ただ、一般に、全部今言ったように、歳出の中に入っているもので人件費とか、扶助費だとか、そういうものを除けば、ほぼ消費税がかかってくるというように理解したほうがいいかなと思うんですけれども、そのように、消費税というものがかかってきて、これやむを得ないといえやむを得ないんですけれども、ただ、開始が10月ということですので、これ一般の家庭ですと駆け込み需要みたいなことで、できるだけその被害を少なくしようというふうに思うわけです。それで、町としても、例えばこの契約その他いろいろ、購入品その他いろいろありますけれ

ども、大変なことかもしれないですが、上半期にできるだけやって、その歳出のロスを抑えようとか、そういう工夫というものも当然求められるのではないかなと。その工夫によって数千万円ぐらい変わってくる可能性もなきにしもあらずですので、その辺のところを財政当局としては創意工夫をしながら取り組む必要があるというふうに、大変ですけれどもね、上半期は5月から元号入ってまいりますし、9月いっぱいまでというのは非常に大変な作業ですけれども、それぐらいの覚悟をしてできるだけこのロスを抑えようと、そういう努力がされるべきではないかなというふうに思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

いろいろご心配というか、ご意見いただきましてありがとうございます。

そういった増税が近づく中で、来年度予算につきまして、現在編成作業を進めているところでございます。依然として厳しい財政事情でございます。実施事業の優位性や他事業とのバランス等を十分考慮しながら、消費税の引き上げを見込んだそういった予算組みを慎重に、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

職員の皆さんも大変だと思いますけれども、やっぱりでき得る限りロスの少ない対応ということをお願いしたいというふうに思います。

少し余分ですが、JR蟹江駅の橋上駅の関係というのは債務負担行為になっていますね、33年まで。これが大変町の事業としては大きなお金です。31年から33年までの間の3カ年で、これで19億5,000万円ぐらいですか、まだちょっと大きなお金があるんです。この債務負担行為というもので契約しているんです。最初にもうJRと契約しているんですけども、このようなものは債務負担行為で毎年ということですので、これは払うときに当然、そのときの消費税を払っていくということになるのでしょうか。最初の契約というものはあるんですけども、その辺のところはそのときそのときで、年度年度で、これに対しては消費税2%アップならアップで払っていかねばいけぬのか。これ物すごい金額ですので、何とかならぬのかなというふうに私も考えますけれども、その辺はちょっと細かい話ですけれども、どうでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

JRとの工事協定に伴います消費税の引き上げについてご回答させていただきます。

JRとの工事協定につきましては、平成28年9月に締結をしております、これがJRと町との間の契約行為となります。その中で、今回消費税の引き上げに伴う特例措置としまして、来年の3月31日までの契約のものについては特例措置を受けることができますので、消費税の引き上げに伴う協定額の変更はございません。その辺はもうJRとも確認済みでございます。

○9番 中村英子君

変更はない、わかりました。

では、次の質問に移りたいと思いますが、町民のほうから個別で要望として上がってきているものについて、2点お聞きしたいと思います。

1点目は、来年4月に統一地方選挙もありますし、また夏には参議院選挙もあるわけですが、昨年議長を通じまして、全ての投票場につきまして履物のままで投票できるように改善するよという要請をしているところではありますが、これにつきまして、関係する予算は計上されるおつもりがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

ご質問がございました投票所の関係、選挙管理委員会の委員長宛てに議長名で要望のほうを頂戴しております。それに基づきまして、ずっと選挙管理委員会のほうでいろいろ検討を、今現在しておる状況でございます。現状といたしまして、町内には9つの投票所がございまして、そのうち3カ所の投票所が履物のまま投票が可能であります。残りの6カ所の投票所で履物のまま投票ができるように、今回のご要望を頂戴いたしまして、現在、選挙管理委員会、この前の12月にもございましたけれども、選管のほうで慎重に検討しております。

施設の性質上の課題もございまして、土足で立ち入りができる他の施設への投票所の変更等も含めて、次年度の予算計上とあわせ、引き続き、現在しっかりと検討しておる状況でございます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

まだ、現在検討中ということですか。見通しはいかがでしょうか。見通しもお伺いしたいと思います。

次に、9月議会で私、地域猫対策ということについて質問いたしましたが、この対策費は計上されることになるのでしょうか。それについてお伺いします。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

まず、投票所の関係は、前向きに今検討しております。即回答は、いろんな地元等の事情がございまして非常に難しい部分がございますけれども、選挙管理委員会としてしっかりとご要望を受けとめまして、前向きに検討させていただいている現状でございます。

それから、地域猫の関係の予算計上でございますけれども、地域猫対策費用につきましては、来年度予算の編成作業中でありまして、しっかりとそういった中で、予算全体のバランスを見据えながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

検討しとるといのはちょっと困るんです。検討より一歩進んでもらわないといけない。

そのつもりがあるぐらいは言ってもらいたいですけれども。これ、大変地域猫に関しても試行錯誤があるんです。きょうやってあしたというわけにはいきませんが、予算が計上される見通しを言っていただくとありがたいんですが、検討中なのは全部検討なので、もう少し、そのつもりがあるというようなことで答弁いただけたらありがたいと思います。

それから、投票所に関しましては、全ての、その6カ所の投票所を、小学校も含むんですけども、全部一律に何でもやりなさいというふうに言うつもりもなく、地域公民館とか、その地域での事情もある場合もありますので、無理やり全部やれというふうには言っておりません。小学校関係だとか、公共施設では、できるところからそれはやっていったほうがいいのではないかとということでもあります。

ですから、ちょっとその、予算はもうすぐ編成されますので、今、12月半ばですので、検討段階というのはちょっと過ぎているのではないかなと思うんです。もう一歩進んだご答弁はいただけないでしょうか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

何度も申し上げておりますけれども、いろいろ投票所につきましては地元のいろんなご理解等々ございますので、全く選挙管理委員会のほうで先走って投票所等の内容を定めるわけにもまいりませんので、そこら辺もしっかりと地元の方々の意見等を聞きまして、前向きに検討していきたいと考えております。

それから、地域猫のほうにつきましても、今、ちょうど担当部局のほうから予算要求書等々が出まして、査定のほうを今進めておる状況でございますので、しっかりと内容のほうも確認しながら、こちらのほうも前向きに予算計上できるように検討していきたいと思えます。

以上でございます。

○9番 中村英子君

じゃ、ぜひ前を向いて前進して下さるようお願いいたします。

次に移りますが、貧困とか低所得者に対する対策について、どれぐらいこれが予算に反映されるのかということについてお伺いしたいと思います。

厚生省によりますと、日本の貧困率というのはやや改善しているというふうになっております。直近のデータというのは余りありませんで、27年までのことですが、そんなふうになっているんです。

やや改善傾向であると。そして、特に子どもの貧困は6人に1人というふうに言われていたんですけれども、これは7人に1人になったというようなことなんですが、これが6人から7人になったからと、だからいいということでも何でもないので、状態は続いているということなんです。

むしろ、今、低所得層というのは広がって、格差が大きくなっているというふうな解析さ

れているんですが、その貧困率というのは改善しているのに低所得者の層が広がっているというのはどういうことかということ、可処分所得が下がってきているというふうに言われているんです。安倍総理の話によりますと、大変景気がよくなって、収入も上がっていいんだみたいなことを言っておりますけれども、実際の冷静なデータ分析によりますと、可処分所得というのが下がってきているんだと。ですから、貧困ラインというものの金額が下がってきておりますので、低所得の層というのは広がっており、格差というものは大変大きくなっているということなんです。

そして、それにあわせるように生活保護世帯というものも増加をし続けているということでもあります。特に増加している人たちはどういう人たちかといえば、ちょっと信じられない話ですけども、子育て世帯というのがかなりもう入ってきているということと、高齢世帯だということなんです。高齢世帯というのはよく理解できます。高齢者になって年金がないとか、少ないとか、そういう状況が生まれますので、高齢世帯がふえることによって生活保護はふえていくと、このことは理解できるわけですが、数字上も、データ上もそういうふうになっているということでもあります。

さらに、生活保護は受けていないと、申請はしていないんですけども、生活保護に匹敵するような困窮状態にあるというケースが非常に多いというふうにされています。どんな人たちがそういうふうなのかということ、今も申し上げましたように高齢者なんです、高齢者の中でもシングル、単身高齢者、お一人の女性の高齢者と、思いがけずまたシングルの女性、この人たちも非常に生活保護に匹敵するような厳しい経済状況の中にいるというふうに言われているんです。

こういうような状況があるというふうに言われていまして、このことがなかなか表に見えてきませんので、実態はどうだということはよくわからないわけですけども、さまざまなデータの解析によりますと、そのような方々が潜在しているというふうに言われているということなんです。

そこで、蟹江町の実態というのはどのようなものなんだろう、そういう把握はしていらっしゃるのか、余りそれについて手はつけられていないのか、その辺の状況についてお伺いをいたします。

○民生部長 寺西 孝君

格差社会における貧困対策についてお答えをさせていただきます。

まず、平成31年度予算につきましても、従来どおり、生活保護の方、母子・父子家庭の方、障害をお持ちの方、ひとり暮らし高齢者の方など社会的に弱い立場になっておみえの方に予算措置を、制度を用いて行ってまいりたいと考えております。

また、貧困に極めて近い位置にある方の実態把握に努めるとともに、町内会、民生委員・児童委員、ボランティアの方々とも協働しながら、地域で見守ることで貧困にこぼれにくい



地域づくりを目指してまいりたいと、そのようにまず考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

ちょっとよくわからなかった。要するに、困っている方々を支援するようにやっていきたいということでよろしいのでしょうか。

○民生部長 寺西 孝君

はい。

○9番 中村英子君

私が聞いているのは、今どのような実態が町内に見受けられるかということと、それに対して対応はどうなっているのかなということなんです。そういう困った方々を支援していこうという気持ちだけはどなたでもあるし、行政はそれは仕事ですのであるんですけども、それで、実態、町内はどういう状況なんだろうかということをお聞きしているんです。

といいますのは、私は子どもの貧困に関して、以前、二、三回一般質問をしましたときに、教育長は余りそのことについて心配ないような、そういうご答弁をいただいております、蟹江町というのは豊かで、そういうことを心配する必要がないのかな、誰も困っていないよと言うのか、ある程度そういう方々は見受けられて、町としてはそういう方々の、引き受けるという言葉はちょっとあれですけども、支援は手を出しているよと言うのか、その辺のところをもう少しいかつまんでお話しいただけたらと思います。

○民生部長 寺西 孝君

貧困の実態について答弁をさせていただきたいと思います。

昨今、議員おっしゃいますように、高齢化でありますとか、疾病でありますとか、介護の問題、出産、子育て、また障害の問題、さまざまな分野が絡み合う形で、それが複合的な支援として求められている、そういう状況にあると私たちは考えております。子どもだけの問題、介護だけの問題ではなくて、それが複雑に絡み合った支援が要求されている、ご要望されている、そんな時代に入ってきているというふうに理解をしております。

また、社会的孤立でありますとか、公的支援制度などいろんな制度がございますけれども、その受給要件を満たさない、そこにぎりぎりの方が大勢いらっしゃるということも認識しております。これ、私どもにおきますと制度の狭間という言い方をしておりますけれども、そういう方々が大勢いらっしゃる。例えば生活保護にこぼれ落ちてこない方、ぎりぎりのところで頑張っている方も大勢いらっしゃるというふうに認識をしております。

このような状況の中、現在、例えば子ども食堂であるとか、そういったものでいろんな地域の方が立ち上げられておる状況でございます、一つは法人の方、ボランティア団体の方、いろんな面で、例えば子どもの貧困だけでなく、地域で見守る体制づくりを醸成させていこうという観点でいろんな活動を行っておみえであるというところであるというふうに認識を

しております。私どもといたしましても、地域でまるごと見守るというところに重きを置いて、そういう支援を手厚くしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○9番 中村英子君

本当に、民生部長、地域をまるごと守ると、いい精神でいるのかなと思うんです。

ちょっとお聞きしますけれども、蟹江町地域福祉計画によりますと、生活困窮者への支援ということで、生活困窮者の早期の把握、十分把握し、生活保護受給者等の地域からの孤立を防ぐため、民生委員や事業所、地域住民等による地域ネットワークづくりを進めて、包括的な支援体制をつくり出すというふうに書かれているんですけれども、このようなネットワークづくりと支援体制というのはできているということによろしいんですか。

○民生部長 寺西 孝君

例えば、高齢者のおひとり暮らしの方等に長寿会の方が見守りをいただいたり、民生委員さん、児童委員さんが見守りいただいたりという体制は今のところとれておりますけれども、今、新しく社会福祉協議会のほうで、かにえまるごとサポーター登録制度を実施しております。これは何かと申しますと、いわゆるファミリー・サポート・センターの高齢者版のような形のものであるというふうにお考えいただければと思いますけれども、これも地域全体で見守ろうという姿勢でもって、貧困の方、孤立をしている方、そういった方を見守っていこうという体制づくりを、今進めておるところでございます。そういうことでございますので、よろしくお願いをいたします。

○9番 中村英子君

見守っているだけではだめなんです。

これ、一歩ちょっと進めて、具体的な支援がどのように行われているかということまでお聞きしたいんですけれども、ちょっと時間の関係もありますので、とにかくこの面に対して、把握を含めて、何ら予算にこれが反映されていないんです。何でもかんでも生活保護に移ればいいという話にはならないんです。生活保護というのは、今も言ったように非常にふえてきていますので、何でもかんでも生活保護に入ってくださいという話にはならないんです。

ですから、そこに匹敵するような財政の人たちをどういうふうに支援していくのかといったら、予算とか、何らかのこれ、要るんですよ。システムをつくらなきゃ、制度をつくらないと守れないんですよ、その人たちは。だけれども、予算上はそういうものというのは出てきていないんです。ただ見守っておっただけじゃいけないんです。

ですから、その辺のところできちんと対応ができていないかといいたいのではないかなと、そんなふうに思いますので、蟹江町は冷たい町なのかというふうな評判のほうが、残念ながらやや多いんですが、その辺のところをちゃんと、温かい手を差し伸べるということで、町

長、笑っていますけれども、笑い事ではないんですね、これは。そういうことで、町長、そういうことでおおらかな気持ちがあるなら、もう少し目に見える形で、冷たい町だという感想が来ないように取り組みを進めてもらいたいと思います。

次に、災害対策経費についてお伺いしますが、南海トラフ大地震が近いということで、可能性が高いわけです。県はこれに巨大地震の被害想定を出しておりまして、蟹江町は震度6強ということでもあります。その被害想定によりますと、蟹江町の建物の約15%は全壊するでしょうというふうになっております。そして、建物の倒壊などによる死者は100人前後になるでしょうと。そのうち、物が倒れて室内の家具の下敷きになるのは10人程度でしょうというように被害想定がされております。

少しこれ大きく、被害想定がちょっと大き過ぎるんじゃないかという感想もないわけではないですけれども、一体このように想定されているところについてどういう対応をしているのか、家屋の倒壊と死者のことですね、それについてお伺いしたいと思います。

○安心安全課長 高塚克己君

それでは、災害対策費等々についてのご質問にお答えをいたします。

災害対策につきましては、毎年のように日本各地において自然災害による大きな災害が発生しております。ことしも6月の大阪北部地震に始まり、西日本豪雨、北海道の胆振東部地震等々、大規模災害の発生がありました。

こういった大規模災害の発生を踏まえまして、国や県の動向、災害対策、災害見直しに考慮しつつ、限られた予算の中で蟹江町に必要な事業に対して優先順位をつけるとともに、南海トラフ地震等対策事業費の補助金を活用しながら計画的に整備を進めている中ではありますが、南海トラフ地震につきましては、先ほど議員もおっしゃられたとおりの被害想定でございます。

もう一度整理しますが、理論上の最大モデル、これはあらゆる可能性を考慮した、千年に一度あるかないかの発生頻度の低い地震、津波を想定したものでありますが、このモデルで当町は震度6強という揺れ、全壊家屋、これは揺れによって1,600棟、浸水津波により1,200棟、この1,200棟につきましては、浸水によって資産価値がなくなる棟数でございます。死者数は、建物倒壊で90人、浸水津波で600人となっておりますが、この600人につきましては、自力脱出困難で200名、逃げおくれで400名となっております。

予算的な措置としまして、安心安全課としましては、浸水津波避難のハザードマップの更新、また平成26年度から家具転倒防止費の補助制度を設けておりますが、この制度につきましては、今後はより利用しやすいものに制度変更を検討してまいります。

安心安全課としては以上でございます。

○9番 中村英子君

グラッと来たら、建物が倒れて人が亡くなる、これがわかり切っている人命の損失ですよ

ね。それについての取り組み、予算額は少な過ぎるのではないのでしょうかということをもまず指摘しておきたいと思います。

次に、公共施設の老朽化についてですが、公共施設の老朽化が進んでおりまして、順次修繕工事などをしていくというふうになってはいますが、来年度はどのような施設を予定しておりますでしょうか。

○総務部次長兼総務課長 浅野幸司君

来年度の公共施設の修繕工事の予定のご質問にお答えをいたします。

現在、町におきまして平成28年度末に策定いたしました蟹江町公共施設等総合管理計画に基づきまして、平成32年度末までに個別施設計画を策定するよう、順次施設の点検調査を、今、進めておるところでございます。

現状といたしまして、来年度予算について、今、査定も含めて編成の作業を進めているところでございますが、予算全体のバランスを見ながら必要な修繕料、例えば緊急性や有効性等を勘案した修繕料の予算計上を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

次に、町民の健康にかかわる事業についてお伺いしますが、この町民の健康にかかわる事業ということで、町もさまざまな事業を実施しているところであります。町の健康事業、町民が健康で長生きしてほしいという、そういう思いのもとに事業を実施しております。

健康で長生きということは、一人一人の町民の願いでもあると思うんです。大変難しいことでもありますけれども、それを目指して健康で長生きということだと思っておりますが、現在、その事業の中で町が力を入れている事業に特定健診というのがあるんです。特定健診を受けてもらって特定保健指導につなげたいというものなんで、この特定健診に毎年毎年相当な金額を蟹江町は使ってやっているわけなんです。

後期高齢の検診と合わせますと、これはもう本当に膨大な金額ではないかなというふうに私は思うんですけれども、ちょっとこの検診の中身を見てみますと、私としてはある疑問が湧いてくるわけなんです。

その疑問というのは、検診対象者の中にはかなりの方々が既に生活習慣病でお医者さんにかかって治療中だということなんです。本年3月にもりましたデータヘルス計画によりますと、平成28年度ですが、検診対象者が5,759人であると。そのうち4,137人が生活習慣病で治療中になっているということなんです。実に72%はもうお医者さんにかかって治療をしているんです。既にこういう生活習慣病で治療中の人たちにあえて検診を勧める必要があるのかどうか、私としては大変疑問に思いますけれども、どのように認識しているのでしょうか。

○民生部次長兼健康推進課長 佐藤正浩君

ご質問いただきました。既にお医者様のもとで治療を受けていらっしゃる方が検診を受け

る必要があるのかというご質問に対してお答えさせていただきます。

確かに、このような方々はもう既にお医者様のもとで治療を受けられて、さまざまなお薬を処方されたりとか、生活習慣を改善するために食に気を配ったり、適度な運動を続けるといった取り組みをしていらっしゃると思います。

しかしながら、厚生労働省健康局の検診の種にもよるんですけれども、既に薬を服用中の方とかに関しても、栄養指導とか、我々行政ならではのきめ細かな生活習慣の改善の支援とか、また治療を中断していらっしゃる方もいるやもしれませんので、そういったことを防ぐためにも、こういったかかりつけのお医者様と連携した上での保健指導を行うことが望ましいとされておりまして、既に医療機関にかかっている方に対しても検診を受けていただきたいと思います。

また、検診を受けて初めて、ご自分の体がお医者様にかかるべき状態であることが判明することもありますので、検診から治療につなげることもできますので、検診を受けていただければと思います。

以上です。

○9番 中村英子君

厚労省はそういうことを言っているんですね、検診を上げろ、上げろと。愛知県もこれを60%にしるとか、要するにこれは国の指示でやっていることなんです。でも、医療費だけじゃないんです、この健康や医療にかかわったりするのは、医療費がどんどん高騰するから何とか抑えようとやっているんですけれども、前の健康づくりに係る費用というのかなりかかっているんです。だから、ここに無駄があるかどうかということは、やっぱり見ていかなきゃいけないと思うんです。どうしてお医者さんにかかって治療している人にわざわざ検診をしてやらなきゃいけないのか、またそこにお金をかけなきゃいけないのか。お医者さんは自分の患者さんですから、必要があればどんな検査でもするでしょう、そしてどんな指導でもしているじゃないですか。そういう人たちに対して、何でそんな毎年毎年同じように検診を勧めたりするのか、全くナンセンスだというふうに私は思うんです。

厚労省の役人は机上の考えでやっているかもしれませんが、これは本当に必要な人たちにやれば、経費は物すごく削減できると思うんです。私は、この削減した経費を、やっぱり国保の関係の人たちだけじゃなくて、全町民に対して何とか健康で長生きするための施策をつくっていく、新たなそういう施策を運動体としてつくっていくというようなことに削減した費用を回して、全町的に長寿で長生きという町にしていこうと、そういうような組みかえ、考え方を変えていく必要があると思うんです。

上がやっているからしょうがないということではなくて、こんな無駄はやめていくべきではないかなというふうに私は思いますけれども、この点について町長、ちょっとお考えをお伺いしたいんですけれども、厚労省の言っていることにも、県の言っていることにも、本当

の実態を知らない部分というのがあって、この検診を本来なら受けなくてもいいお医者さんにかかっている人たちに対してやらなくてもいいんだと、レセプトなんか全部点検してみると、血液検査なんか、本当にたくさんの方が一年に何回もやられているという可能性もあるんです。

ですから、検診率を上げるということは概念としてインプットされているんですけども、待てよと、ここはちょっと中身的に問題があるんじゃないか。病気にかかって治療中の人が72%もいるなら、その人たちの検診をやめて、お医者さんにお任せして、本当に必要な人にやっていくという、そういうことをしていかなきゃいけないということを研究しなきゃいけないと思うんですけども、それについてどうお考えですか。

○町長 横江淳一君

中村さんのご意見にお答えをしたいと思いますというのか、中村さんのご意見はご意見として尊重させて、聞かせていただきました。

加齢とともに人間の体というのは、いろいろ臓器に不具合を生じることがたくさんあるというふうに思います。自分の病状について、皆さんにいろいろ語られる人というのはそんなにいないと思います。ただ、健康寿命を延ばしたいという気持ちはどなた様にもあるように思っています。

町といたしましては、決して厚生労働省の指針に従っているということではなくて、元気で、そして楽しく長生きをしていただくために、厚生労働省の一つの考え方は、それは合っているなど。これは我々だけじゃなくて、全ての自治体が多分そうしているように思います。

ただ、ご指摘の検診の無駄ということについては、これはレセプトも含めてチェックをしていかなければいけないと思いますし、たくさんのお医者さんに一人の方がかかるというのは無駄があるというように考えます。しかしながら、一人のお医者さんのご意見だけではなくて、ひょっとしたら複数のお医者さんのご意見を聞いたら別の病状があったということも、中村議員、ある場合もあるわけでありますので、それは全て当てはまるというふうには考えてございません。

私自身も、健康管理のためにいろんなお医者さんにかかって、体の状況を診ていただいていることも事実であります。健康診断だけはきちっとやらせていただいております。そういう意味でいけば、皆様方それぞれの体調に応じてお医者さんにかかっているのは、これからもやっていただかなきゃいけないし、適切な投薬も必要だと思います。

がしかし、特定健診については、また私は別の考え方で皆さんに受けていただくようにお勧めをしているだけでありますので、考え方の違いによっては、中村議員の言っていることを決して全て全否定しているわけではありません。あと、きょう、これを聞いておみえになります皆様はどうお考えになるかについては、これは我々もよくわからないことではありますが、健康寿命を延ばしたいという気持ちは、蟹江町のトップとして、責任者として、

これからもしっかりと施策の中で反映をしていきたいというふうに考えてございます。

○9番 中村英子君

また反論については後日にいたしますが、もっとシビアに中身を検討し、改善すべきところは改善しなければいけないということを申し上げたいと思います。

それからもう一つの健康づくりについての無駄を指摘しておきたいんですけども、それは、健康、医療、介護などに関係する各種計画書というのがあるんです。この3月にも何冊もいただいております、何冊もあるんですよ、それに関しての計画書というのは。

この掲載されている中身を見ていますと、データがほとんど同じものが使われておりまして、これを1つの計画に外部委託してつくと、大体1計画に300万円ぐらいかかるんです。これを何冊もやって、しかも3年ごとにやっている。これは非常に無駄ではないかと思うんです。この無駄についてどういうふうにお考えですか。

○民生部長 寺西 孝君

今、ご指摘の計画書についてでございますけれども、私どもで、例えば障害福祉計画、障害児福祉計画、高齢者保健計画、介護保険計画並びにデータヘルス計画と特定健康診査の計画、幾つも持っております。これを、現在のところ、まずひとまとめにしたもので金額の縮小を図れないかということで、ひとまとめにしてやっているところもありますし、今現在、予算査定中ではございますけれども、これにかかる費用について、いろいろ、今、予算査定の中で検討しておるところでございます。この削減を図れないかということも、今詰めておる状況でございますので、こちらについてはまた取り組んでまいりたいと、ひとまとめにして、コンパクトにして、お金のかからない、ただし、こちらの計画書につきましては厚生労働省から策定の義務化がされているところでございますので、それはご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○9番 中村英子君

ぜひこれをコンパクトにして、歳出の削減を図っていただきたいというように思います。

それから、最後ですけれども、男女共同参画につきまして、もうプランは作成しましたけれども、効果を出す方法ということで、もう少し予算計上が必要ではないかということを質問したいと思います。

○政策推進室長 黒川静一君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

蟹江町では、平成29年の3月に男女共同参画プランを策定しております。平成33年度までの5年間の計画といたしまして、現在2年目ということになっております。

複数の目標と40の事業で構成をしております、毎年外部委員で構成をする男女共同参画推進会議で進捗の管理と効果の検証を行いながら、着実に取り組んできております。

もっと予算をふやすべきではないかというご質問でございますけれども、プラン全体に係る予算ということで捉えていただければというふうに思っております。ちなみにですけれども、平成29年と平成30年度を比較いたしますと、プラン全体に係る費用で約5,000万円ほど増額が図られております。

その増額の要因といたしましては、学童保育、延長保育、病児保育などの充実を図るということで、そういった内容で増額の要素となっておりますのでございます。

男女共同参画推進事業費、これは政策推進課の予算でございますけれども、こちらの予算につきましては、本当に少額な予算になっております。こちらについては、会議の委員さんの報償費、これがほとんどの費用となっておりますけれども、今年度につきましては、財団等、愛知男女共同参画財団さんなどの外部関係機関との連携によりまして、無償提供物などを活用して有効に利用しております。

今年度ですけれども、例えばパネル展を開催いたしました。町の図書館の2階で11月1日から11月29日まで、パネルのほうを展示させていただいております。こちらのパネルについても、財団のほうからお借りをして、無償で提供をさせていただいております。

また、11月23日にはサテライトセミナーを開催いたしました。中村議員にも当日はご参加いただきましてありがとうございます。そのサテライトセミナーですけれども、財団と町が共催、ともに主催をいたしまして開催をしておる関係で、財団のほうから講師の費用等も出ております。こういった工夫を町としてはしながら、直接支出はいたしませんけれども、財団のご協力等を得ながら工夫を凝らして進めてまいっております。

また来年度、平成31年度につきましては、平成29年度にも開催をいたしました愛知国際女性映画祭の実施についても、ちょっとまた前向きに検討してまいりたいと思います。

以上です。

○9番 中村英子君

残り1分でございます。

男女共同参画の費用について、分野別にいろいろ織り込まれて、予算がふえているというお話はわかっておりますが、しかし、基本目標の1というのがプランの37ページにあるんですけれども、要するに、その理解度を高め、知ってもらい、認識してもらおうという、そういう部分についての予算が、今あなたが言われたように、ほとんどないに等しい。来年映画祭もやっていきたいとかと言っておりますけれども、その部分についてももう少しこれは予算をふやして、影響を町民に与えていくようなやり方をしないと、これは効果がないんじゃないですかということを申し上げたいと思います。

時間がそういうことでないようですので、いろんな中身について質問させていただきましたが、31年度予算について、特別な年になると思いますけれども、しっかり取り組むべきだということを申し上げて、質問を終わらせていただきます。



○議長 奥田信宏君

以上で中村英子さんの質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午前10時44分)